

## [022] 史淵表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/2340925>

---

出版情報 : 史淵. 22, 1939-12-10. Faculty of Law and Letters of the Kyushu Imperial University  
バージョン :  
権利関係 :

## 彙報

### 西洋史學研究會記錄

Le rôle historique de la Pologne, par Maurice Braure. (Revue d'Hist. de la philosophie et d'Hist. gén. de la civilisation. Juillet 1938.)

(ポーランドの歴史的使命「哲學史文化史評論」  
一九三八年七月號)

長 壽 吉

リイル大學講演筆記。論文と稱すべき程のものでないが、佛蘭西から見た波蘭の歴史の解釋に牽強の點免がれ難きうちに、二三看過し得ざる點もある。十世紀初頭からの西方ゲルマンの壓迫、オット大帝の征討等に對して、波蘭が法王の援護に據つたことは、波蘭の地位が東歐に存するにも拘はらず、その文化の傾向が、西歐的となつた所以であると説き、スラヴ族中最もラテン文化を有し、従つて佛蘭西と親しと説く。又獨逸騎士團との關係を説明するに當つて、ダンチヒ市は元來スラヴの開闢にして、もとの名稱はグダンスクであり、獨逸名化してダンチヒとなつたことを言ひ、「コリドール」とは獨逸の方から觀てこそ、「通路」で、

波蘭を海へ通してやると云ふ意に解せられるが、元來波蘭のものであり、獨逸の領域がこの通路に由つて分離されたと考ふるは誤であると説き。次いで波蘭分割の歴史を述べてゐる。又「スラクタ」と云ふ意は、決して少數貴族殊に破産貴族を指すものでなく、貴族並びに自ら耕す小地主をも含めて謂ふもので、この階級に由る「貴族民主政治」は、實に國民の百分の十二の政治であり、同時代の英國の地主政治が、僅に國民の百分の二であつたことに、比較されるべきものであると述べてゐる。更に「拒否權」は歴史に於て決して濫用されたものでないことを述べ、結局政治的に苦難を重ね、滅亡し、復活し、更に滅亡せんとする波蘭の歴史的使命に就ては、中古は十字軍に從はなかつたが能くクリスト教を中歐に於て擁護し、十七世紀末にはウイン包圍の回教軍を撃退したことを回想して、詩人ミイキエヴィッチの、「汝の精靈を完くすることに於て汝の祖國の境界を擴大せよ」を掲げ、この精神は佛蘭西に於て、ラムネエとモンタランペルとを激勵し、波蘭をして、滅亡するとも尙國民として存せしめたことを説き。一九一八年の復活まで、詩人と哲人とは能く波蘭の精神を保有したと言ひ、現實的には何等存在せずとも、その歴史的使命は頗大なるものありと述べてゐる。この種の論文には、大概時局の影響が多く見



えるが、この論文はそれが少い方である。昨年夏のものであるからである。元來この雜誌はさほどよい論文を掲げるものとも思はれない。この號は特に中歐關係のものの輯録である。

Herbert Michaeis, Ein italisches Heiratsprojekt Bismarcks. (Hist. Vierteljahrschr. XXXI. 4. Juni 1939. pp. 705-733) (コヌブルクの伊太利結婚畫策—史學季報一九三九年六月號)

長 壽 吉

この論文に用ひた文書は、「獨逸外交文書集」及び「ダーレム内秘文書集」からのもので、權威あるものではあるが、論者の地位から考へれば、文書批判がありさうなものであるが、それが無い。従つて文書からの論斷でなく、論考に文書を資した嫌がある。論文のはじめに、少し冗長なほどに當時の形勢を述べてあるのに比して、畫策の意味を、ビスマルクの心中に探ると云ふやうなところが無い。またこの事實を通じて、ビスマルクその人、或は當時のプロシヤの政治上の地位等を、論斷することも少い。然し、この伊太利結婚の問題に關する經過は、充分に了解される。この問題を、これほど活躍に描いたものは、恐らく他にあるま

いと思はれる。有益な論文である。この論文全二十九頁中、はじめの十一頁は、一八六六年戦役後の佛蘭西普羅西關係から説き出して、伊佛埃三國同盟の傾向が次第に顯著になり、ビスマルクの「遷延政策」が諸方面に不信を招いたことを述べて、稍々冗長の感があるが、又一面から觀れば、結婚畫策の出る事象がよく了解される。結局、この論文には明言してないが、三國同盟に對する窮餘の策のやうな意が、ビスマルクの結婚畫策に窺はれる。はじめ、伊太利王子ウンベルトと埃國皇族一女との結婚の案があり、普羅西の伊太利駐在使節ウセドムが、之を以て三國同盟の前兆なりとしたが、之は兩國の政治事態のために容易にまともでない。その中にウセドムが案出して、ビスマルクが大いに賛成したのが、ウンベルトと普羅西王族シゲマリゲン公女マリイとの結婚の案である。然るに當時同公女と白耳義王子との結婚の話もあり、微妙な關係が生じた。即ち、佛蘭西がライン左岸地の要求その他を申出したこと、(六六年戦役に中立を守つた代償として)に對し、ビスマルクは之を拒否し、佛蘭西の白耳義併合を暗示したこともあり、英國は極力白耳義獨立を希望する等で、普伊の結婚連絡は、國際的にも微妙なものとなつた。この時普國王は、「この普伊結婚案には賛成するが、要は、公女の心とシゲマリゲン公の意



に係るもので、決して強要すべきものにあらず」と言つた。この論文の筆者も云ふ如く、普羅西王は實に「彼の高尙な態度」で、ビスマルクに答へたのである。ビスマルクはこの後、この結婚畫策を色々考へてゐたが、彼は、「白耳義との結婚は何の意味もない。政治的に吾々は伊太利との結婚を希望する」と言つた。この言は普國王の言と對照される。ビスマルクはこの畫策に由つて法王の心を害ふことを恐れ、羅馬法王廳に在る普羅西使節アルニムに命じて、法王の意を探らせたりなどした。然し結局、伊太利の親普羅西派首相ヴェノスタ公も、塊太利との結婚よりは普羅西との結婚を可とすと言ふだけで、婉曲に不成立を説き、殊に公女マリイが自から白耳義との結婚を望み、その父カール・アントンもこれを強制するを好まず、普羅西王は「この個人間の關係を、政治的な關係に利用する」を好まず、遂にビスマルクは一八六七年一月に、ウセドムに對し、「遺憾ながら事情やむを得ず」と通告するに至つた。この伊太利結婚畫策の失敗の後も、ビスマルクは更に他の公女とウンベルトとの結婚を畫策した然しこれも亦失敗に終つたのである。この論文の終のところには、「ウンベルトは塊ともまた普とも結婚を行はず、サウイイ家のマルゲリタと結婚した。その結婚式に、普國王子フリイドリヒ・ウイヘルムは伊太

利に旅し、これを機としてビスマルクは、伊太利を普羅西側にひきつけることに大に努力し、伊太利の國民主義派をひきつけやうとした。ナポレオン三世の伊太利に向つての宣言にまでも、ウインクしたのである。然し伊太利が一八六八年秋以來、益々佛塊側に傾くことを防ぎ得なかつた」と記す。

Victor-L. Tapie: L'art religieux baroque en  
Tchéco-Slovaquie (チエッコ・スロヴァキヤにお  
けるバロック宗教美術) — Revue d'histoire  
de la Philosophie et d'histoire Générale  
de la Civilisation, Nouvelle Série—Fasc. 24.  
(15 Oct. 1938)

小林 榮 三 郎

昨年五月から九月までブラীগで開かれたバロック美術展の印象からチエッコ・スロヴァキヤのバロック美術一般を論じたもの。論者タピエは本誌編輯委員の一人で、北歐及び中欧文明史を擔任してゐる。その附記によれば、この原稿を八月に書上げて間もなくドイツ軍のチエッコ進駐となつたが、ボヘミヤにおける十七・八世紀のバロック文明は民族的紛争の外にあつたし、當時の人々は近代的なドイツ統一國家の理念を全く知らず、ハプスブルク家世襲領のバロックなるものを考へ



得たに過ぎず、殊に本稿に扱つたボヘミヤの藝術家にとつて親みのあるのはあくまでボヘミヤ王國なる觀念であつたが故に、敢て原稿に變更を加へなかつたといふ。論者に從へば、十九世紀チエック民族運動の勃興以來、やゝもすれば三十年戦役後のボヘミヤ王國は精神的沙漠・知的悲慘の時代と見做されたが、近時チエックの史家、殊に美術史家の間にこのバロック美術を見直さうとする傾向が起つて來た。なるほど十七、八世紀のボヘミヤは、政治的國民的方面ではデカダンスの時代と云へるが、今日同地方を訪れる者はひとしく當時の建築や聖徒像の夥しいのに一驚し、そこにはたしかに一つのオリヂナルな考へ方・生き方が存在して、國民的精神・地域的傳統・眞にチエック的なる歴史的記憶を表明する一つの文明が花咲いてゐた事を感じるし、この展覽會は特にその充分なる證據を提供してゐる。抑々バロック美術は、異端に對する激烈なる闘争の時代に生れたもので、それは觀る者に宗教的感動をよび起すところのスペクタクルを與へんとし、超人間的超自然的な世界、地上と絶縁された天としての神の勝利の世界を豫感せしめんと意圖するものである。かくてバロック美術を目して、單に感覺を倒錯せしめ理性をくらます不眞面目な意圖に出づるまやかしの藝術なりと解する事は重大なる誤謬であつて、尠くともこの藝

術が目ざしたところのものを理解すれば、そこに生れた立派な藝術的作品を認めてやらねばならぬとして、論者はチエックの生んだバロック美術を取上げてゐる。

但、主催者側が展示品年代を一六〇〇——一八〇〇年とせることには甚だ承服し難いものがある、とされる。けだしボヘミヤにおけるカトリックの、従つてバロックの決定的勝利は十七世紀中葉ウエストファリア條約以後であり、また反カトリック的、反バロック的な啓蒙の考へ方が支配的となるのも一八〇〇年よりは早いからである。現に宗教的インスピレイションをもつ作品の大部分は一六六〇——一七六〇年のものである。従つて會場にあてられたワレンシュタイン宮も展覽會の内容と不調和を免れぬ。けだしそれは一六二〇——三〇年のもので、神秘的にしてカトリック的なバロックによりも、半異教的なルネサンスに屬するからであると論ずる。末尾に参照文献表がある。

Hans Krieg: Die politische Aufgabe des Deutschen Ritterordens. (ドイツ騎士團の政治的使命)——Zeitschr. f. Politik, 29. Band, Heft 6.

小林榮三郎

中世紀バルト海東南地域におけるドイツ騎士團のめ



ざましき業績について、十字軍當時の政治的經濟的事  
情から説起して騎士團の組織經營盛衰の跡を概述し、  
特にその政治的使命、なかんづく農業移民的な發展に  
よるその民族政策的使命 (*die volksunpolitische  
Aufgabe*) を強調した。明かに現ドイツのポーラ  
ンド政策を歴史的に根據づけんとする意圖の下に書か  
れてゐる。雜誌の性質にも由るであらうが、一つの脚  
註もなく學究的な論文とは云ひ難く、傾向的な所論が  
あちこちに見える。

論者は先づ劈頭に、ゲルマン民族 (其故地はバルト  
海西南地域に求むべきであると云ふ) が既にオーデル  
流域からウイスマツラ河のデルタ地帯、更に海岸に沿ふ  
てリーフラントにまで進出してゐたと述べ、しかも彼  
等はゲルマン民族の大移動に際してもこれらの地方を  
完全に撤退したのではなく、其殘留分子は五・六世紀の  
頃移住し來つたスラヴ民族と混合したのであつてこの  
意味に於て、オーデルの支流ネツエ (*Netze*) 河及びワ  
ルダ河の流域を以てポーランド人の故地 (*Urheimat*)  
なりとする外國の史家の説は全く根據がなく、と主張  
する。また結論の部 (三九八頁以下) において、ドイ  
ツ騎士團長ヘルマン・ファン・ザルマン (*Hermann  
von Salza*) が時の法王及び皇帝から占據地における  
殆ど全權を委ねられたとき、騎士團は二つの使命を引

受けたのであつて、その一つは異教徒のキリスト教  
改宗であり、今一つはドイツ人の生活圏擴充であつて  
騎士團はこのいづれをも果すことが出来たと記してゐ  
るが、他の箇所では、この後者こそ第一義的目的であ  
つて、異教徒たるプロシヤ族の改宗の如きは、「本來  
の諸目的の、時代順應的な書換へ」に過ぎぬ、と斷じ  
てゐる (三九一頁)。更に論者はドイツ騎士團がプロ  
シヤ族及びザマイト族 (*Samaritanen*) を火と劍とに依つ  
て絶滅せしめたとする説を反駁してゐる。即ち騎士團  
は、なるほど反抗する者には武力を以て當つたが、恭  
順なるプロシヤ族はこれを防禦線の前方地區、國境方  
面などに定住せしめて前衛的役割と情報の入手に任ぜ  
しめたのであつて、かうした行政的結合によつてはじ  
めてプロシヤ族の完全なる吸収は可能となつたのであ  
る、殊に十七世紀に至るまでプロシヤ語そのものは知  
られてゐたといふ事實が、かゝる傾向的歪曲の論に對  
する絶好の反證である、となしてゐる (三九六頁)。

Jean Vivier, *Un problème d'histoire Eco-  
nomique: Les Essais de limitation de la  
culture de la vigne en Touraine au XVIIIe  
siècle*, *Revue d'histoire écon. et sociale*,  
24<sup>e</sup> ann. (1933) No 1 (Jan) pp. 15—55 (經



葡萄酒に關聯するブルボン朝の物質的奢侈、各州代官等の複雑なる態度、自由主義經濟學說の發生等を筆者の言外に看取し得る點興味がある。所論の據點たる文獻は豊富であり、註引詳密である。但し文中誤植等多きは遺憾。

Geneviève Bianquis, Les écrivains allemands

et la Révolution Française. (Revue des

Cours et Conférences. 40<sup>e</sup> ann. (1939) No13,

15, 16, (Juin-Juillet) pp. 385-400, 606-621,

693-703) (獨逸著述家と佛蘭西革命)「講義譚

演雜誌」一九三九・六一七)

辛 島 重 義

最近獨逸宣傳相が「一七八九年は歴史より抹消さるべし」と云つた言に反對して、デイジョン大學教授たる筆者が佛蘭西革命の、獨逸特に文筆家達に及ぼした影響を再検討したもので、人權の宣言、思想・言論・集會の自由、特權の廢止、階級と宗教の平等、これらは就れも從來理論も點のみであつたものを實行に移し、こゝから獨逸の思想家達、カント・クロッブシュトック・ヴィーランド・若きフィヒテ・若きヘーゲル等に感激を與へるものが發してゐる。六月二十日事件、八月十日事件、九月の虐殺、王の處刑、恐怖政治、侵略戦争等

彙 報

により幻滅の悲哀を感じる事を早からしめたにしても革命軍はクロッブシュトック・ヴィーランド・フォルスター・ヘルデルリン其他によりその勝利が祈られて居り、シャルロット・コルデイはフォルスター・ルックス・クロッブシュトック・ジャンポール等によつて賞讃されて居る。先づ革命によつて強く動かされたのはライン地方。ゲッテンゲン・スワビヤ・ハンブルク等である。ライン地方ではミューラーはバステイユ陥落を以て「羅馬帝國滅亡以後の歴史上の一大快日」とし、フォルスターは「僅の血と傷を以てせる効果ある事件」と呼び、シュルツェルは「天使は天上より加護を」と云ふ。ゲッテンゲンにはシトルベルゲのルイゼは「生涯の最も良き日」と讚へ、フォツスは獨の「マルセエーズ」を作り、スワビヤにては革命に對して好意を持つクラブが出来、ヘーゲルが演説し、ヘルデルリンは第一回對佛同盟の際に「人權の擁護者佛蘭西人のために」と叫ぶ。其他ポール・ロワイヤルにデムランの演説を聞いたシュルツ、八九年夏を佛に旅行したカンペ、又彼と同行したファンボルト、革命を「人間精神の發展に加速度を與へる」と云つたエルスナー、「ミネルバ」を創設して佛のため盡力したアル・ヘンホルツ、音楽家ライヒアルト、就中ダンテヒ、生れのフォルスター等枚舉に遑がない。革命を「人間性全體の利益」となると稱した詩人ウィーラ



ント、革命を肯定してゐたカント、又人も知るフイヒテ、歴史哲學中に暗に賞讃してゐるヘーゲル、その神秘主義の中に革命に對する一時的關心を嚆下してゐるシェリング―彼からは革命に反對する原理が生じ、傳統、本能、民族、歴史法を尊ぶ、ロマンチックが誕生し、神聖同盟を維持し、一八一四年の反動が生ずる―等々。佛蘭西革命の獨逸文學者、詩人、政治家、哲學者其他に及ぼした影響は大きい。

W. Kurschat, Das Haus Friedr. & Heimr. v. d. Leyen in Krefeld; Vittorio Klostermann, Frankf. a/M. 1933. (クレーフエルトに於けるライエン家、一九三三年刊)

辛。鳥重義

此著は必ずしも近刊とは謂ひ得ず寧ろ既に古いものではあるが、特殊問題としてその研究内容が興味あるので暫くその大要を紹介する。此著は副題も示す如くクレーフエルトに於けるライエン家の佛支配下にあつた一七九四年より一八一四年に至る間の政治的社會的並びに經濟的な變遷を述べてライエンラント地方史に一貢獻をなしてゐる。先づライエン家の歴史を序し、以下順次に佛支配下に於ける、ライエン家の人々、政治的發展への關與、經濟政治的發展への關與、ライエン

商館の經濟的發展、社會的方策、ライエン家の宗教的經濟・社會的狀態を述べ、最後に一八一五年以後の事情を附記してゐる。十七世紀後半にラーデフォルムヴァルトより此地に移つて來たライエン家はメノノリート派(プロテスタントの一派)集團を形成し、亞麻布、生絲、紙、植民地産物、撚糸、縫糸等の小間物の交貨を以て家計を營んで來た。一六七〇年以後は自ら生絲工業を起して、製品の販賣を始め、クレーフエルトの名は一躍にして有名となつた。その原料は始はフランクフルトの定期市より、後はチューリヒ、トゥーリン、ミラノ等より得てゐる。一七二〇年以後には撚糸、縫糸の工業を創め、その支店もチューリヒ、ジュネバ、バーゼル、ストラスブルク、フランクフルト等に擴張し、資本も増加し、佛流行雜貨類も販賣するに至る。佛革命が起り、佛軍が侵入して來、次いでナポレオンがライエン地方に軍を進めて來た。佛軍侵入と云ふ不利なる事情にも拘はらず、クレーフエルトは必ずしも經濟的に不幸ではなかつた事を記してゐる。此點從來非常に苛酷なるが如く考へられ勝な萊茵同盟國に對する佛側よりの重壓が存在したとすることに大いに再検討すべき餘地がある。もとより此著の著者は獨逸人として佛の政策に反對する點尠くはないが、獨佛の各自の立場を除いて考へれば萊茵同盟は寧ろ同盟國に取つても、



政治的中心のない獨逸に於けるよりも、よい結果を齎らしたと考へ得ると思はれる。著者は云つてゐる。「佛蘭西時代に於ては今日の尺度による國民的感情は全く發展してゐなかつた。成程ライン地方には一般には權力ある主権者への歸屬的心情が優勢であり、プロシヤ領に於ては大フリードリヒの國家に屬することに一種の誇りを感じてはゐたものゝ然し獨逸人意識は未だ優勢ではなかつた」。(八八)と。此際佛蘭西時代とは勿論一八一五年迄を含めて呼ぶ。此故にライエン家はプロシヤ領になつて反つて清算せざるを得なくなつたとも考へられる。此著は著者が序文にも云ふ如く「郷土史」として興味を喚起されてゐるから全體が郷土史的であり部分的であるが我々として興味のあるのは勿論第六章の精神史的方面である。

Fritz Wagner, Die nationale Bedeutung der

Act of settlement von 1701 (Hist. Vierteljahr-

schr. XXXI. 4. Juni 1939 SS. 685-704) 一七

〇一年王位繼承決定法の國家的意義—史學季報

一九三九年六月號)

大 杉 智 恵 子

狂瀆恒に逆卷く英國内政史に於いても其の最たるものは矢張り「名譽革命」に次ぐ何年かの間に見られる

であらう。成程、オランダ總督ウキリアム三世の即位により此の國の近世に於ける立憲政體は記念す可き和解の上に一見確固たるものとなり得たかに見えたといへ、何等新生活形態なく、尙も徒に精神の擾亂は君主政體と共和政體、國家權力と自治力、教會と宗派、貴族と市民、地主と商人との間に齟齬を起し、統一への努力は日を追うて火熱試験 (Feuerprobe) にかかれて行つた。信教の争と相伴つて政争は革命理論を巡つて展開され、要するに當時の英國は二黨組織も秩序を保つた議會政治の習慣も實在しなかつたのである。

斯様な事態に於いて一六九六年のジャコバイトによる暗殺計畫はトリーをしてウキリアムが古法に則つた合法的君主たることを認めしめるには至らなかつたがその後數年にしてスペイン王位繼承戦役の勃發と同年議會は八八年革命に基礎を置く此の王權を確保す可く「王位繼承決定法」により將來を保證した。即ち後嗣無きウキリアム三世の後には再、ステュアート家のアンに譲られ、彼女の嗣子何れも夭折したため、爰に繼承者無き王朝問題をめぐつて政治的宗教的闘争は深化せられ、王位をプロテスタントにより守り、ウキリアム三世の政治的事業、歐洲の秩序を支へる爲に人はジムエームス一世の孫ハノウヴァ家のソフィーヤ (Sophia) 並びに彼女の後裔に於て繼承者を見出したのである。



國史學會

新入生歡迎會

昭和十四年度新任副手中井氏、新入學生阿部君の歡迎會を五月二十日(土)第二學生集會所に於て開催す。

竹岡、鏡山兩先生の御出席を得、榎原、江口兩先輩及び學生一同出席の上にて懇談す。

研究旅行

新任中井副手新入生阿部君の歡迎を兼て左記の通り研究旅行を行ふ。

一、期日 六月二十四日(土)

一、行先 福岡縣三井郡善導寺方面

一、參加者 竹岡、鏡山兩先生、檜垣、西尾兩先輩

及學生一同

研究發表會

昭和十四年度第一回例會を左記の通り行ふ。

一、期日 六月二十日(木)午後一時より

一、場所 第三演習室

一、發表者及題目

古代民族に於ける器官魂信仰について

副手 中井虎一

幕末に於ける一對外政策とその背景

學生 岩田辰雄

(以上、辛島)

論者は決定法制定に至る経緯を詳述し、「我々は此の法に對する批評から一方的な政黨情熱のみを讀みとることは許されない。決定法は當時の不安に戰く社會にあつて王黨争ひを處理し今日の英國王室の基を定めたのみで無く、更に深い意味に於いてそれは一つの國家的事柄と見做し得る」とみて決定法の意義に國家性を附與して居る。「名譽革命」の榮光は一政黨の勝利にあるのでなく、各政黨の和解にこそ存する、といふトレヴィリアン(G. M. Trevelyan)の言葉を引き、更に再び決定法制定に於いて英國史は同じ名譽を持つと解釋するのである。其の制定の心理的前提がトリー、ウィッゲの間の経緯を、メアリーの墓去、リスウィック和約ルキ十四世との關係、グロスター公の逝去を経て述べられ、最後に下院代表者ハリーイ(Rob. Harley)の該法案發布にあつての言辭を以て此の國の幸福なる媒介は各黨派の烈しい極端と極端の間に存するといふデフォ(Defoe)の言を證明してゐる。即ち「此處には教會と國家に於いて英國古來の政治を維持し、自由といふ如き何等かあやまつた光に幻惑されることなくかうした機會を認めるところの精神が見られる。」と。



### 田村君渡支につき壯行會

學生田村圓澄君東亞復興學生勤勞團員として渡支につき左記の通り壯行會を開催す。

一、期日 七月五日(水)

一、場所 岩田屋食堂

一、出席者 竹岡、鏡山兩先生、楡垣、柳原、江口

諸先輩並に學生一同

### 鏡山先生御入隊につき壯行及歡送會

鏡山先生名譽の應召につき國史學會主催の下に壯行會を左の通り舉行す。

一、期日 八月十一日(金)

一、場所 岩田屋食堂

一、出席者 竹岡先生、重松先生、日野先生以下多數

竹岡先生九月六日より北支蒙疆地方に御出張、御壯健にて十月九日に御歸校せらる。

十月初旬先生より國史學會宛に愉快な御通信あり。

長沼先生御合室六月五日逝去せらる。國史學會員一同謹みて哀悼の意を表す。

以上(中井)

### 重松、竹岡、矢崎三教授の支那研究旅行

九大法文學部重松俊章教授、矢崎美盛教授、竹岡勝也

教授は支那佛教美術研究のため、本年九月四日より十月九日にわたり、滿洲、熱河、北京、蒙疆地方を研究調査せられたり。(中江)

### 新刊紹介

#### 龍谷大學三百年史

本書は龍谷大學創立三百周年記念として出版せられたもので、その題名の示す如く同大學三百年史である。龍谷大學は草創以來本願寺教學の中心であつたから一面に於ては本願寺の教學史でもある。寛永十六年本願寺第十三世良如は本願寺に學寮を設けて宗學の淵藪とした。これ龍谷大學の起源である。以後一宗の教學、信仰は學林の内外に勃興し、論争甚しき時代もあつた。

三業惑亂は學林と在野學匠との宗義安心に關する論争で、一派教學上の重要問題となり、つひに幕府の干渉を受けるに至つた。此の結果却て宗學の發達、學制の革新を見た。明治維新に際しては勤王護法を中核とし、學制の改革を行ひ、時世の推移と對應し諸學を取入れ明治に入りて世間一般の學校制度を採用して益々整備し、大正十一年大學令に準據して龍谷大學と改めた。

本書は史料を殆んど同大學所藏のものにより、忝氏祐祥教授、西谷順誓教授を顧問となし、西光義遠教授



主任となり宮崎圓遼講師、普賢大圓講師の諸氏編集するところで、第一篇創建、第二篇學林時代（前期）、第三篇三業惑亂、第四篇學林時代（後期）、第五篇學校時代と篇を分つこと五、更に中に於て章を立つること四十六に及び、創設背景より筆を起し、制度の變遷、各時代に於ける宗學の傾向、學生生活の推移、校舍及びその經營等を記し且つその活動につき述べ、豊富な史料を掲出して居る。我が教育史上又は日本佛教學史に關する好資料と思はれる。

菊版九六〇頁 附年表六〇頁  
龍谷大學出版部刊 非賣（長沼賢海）

昭和十四年度第二學期

九州帝國大學 法文學部史學關係講義題目

日本思想史

- 一、日本洋學史（臨時講義） 板澤 講師
- 一、近世思想史 竹岡 教授
- 一、徒然草（演習） 竹岡 教授
- 國史
- 一、中世に於ける日本書紀研究 長沼 教授
- 一、日本紀講演（演習） 長沼 教授
- 一、演習（古文書講讀） 長沼 教授

西洋史

- 一、西洋史概説（ウイン會議以後） 長 教授
- 一、ドイツ國民主義の發展 小林 講師
- 一、宗教改革（臨時講義） 渡邊 講師
- 一、演習（Léon Daudet; Les Universaux. 1930） 長 教授
- 一、演習（Friedrich Meinecke; Die Entstehung des Historismus） 小林 講師

東洋史

- 一、支那最近百年史 重松 教授
- 一、支那中世の都市佛敎文化の研究 重松 教授
- 一、元代史概説 日野助教授
- 一、演習（史記「平準書」及び「貨殖列傳」） 日野助教授

其他

- 一、西洋哲學史 中島 教授
- 一、東洋倫理學史（臨時講義） 西 講師
- 一、東洋倫理學史（臨時講義） 加藤 講師
- 一、基督敎思想史 佐野 教授
- 一、支那畫論史 矢崎 教授
- 一、日本美術史演習 矢崎 教授
- 一、支那哲學史（明代後期の思想） 楠本 教授
- 一、支那哲學史演習（近思錄） 楠本 教授
- 一、印度哲學史概論（印度六派哲學及大乘佛敎史） 干潟 教授



- 一、古事記序説 高木 教授
- 一、近世國文學概説 小島助教授
- 一、萬葉集講讀 高木 教授
- 一、生活・文化の反映としての英語史 豊田 教授
- 一、詩經講義 目加田教授
- 一、顔氏家訓(演習) 目加田教授
- 一、中世英文學史 中山助教授
- 一、佛蘭西文學史 進藤助教授
- 一、西洋法制史 武藤助教授
- 一、政治學史總説 今中 教授
- 一、近世外交史 西山 教授
- 一、極東關係國際條約史(十九世紀以後) 野見山講師
- 一、日本法制史演習 金田助教授
- 一、西洋經濟史 三田村教授
- 一、日本經濟史 遠藤助教授

- 第五條 本會ノ事業左ノ如シ  
一、例會、大會  
二、史學發行  
三、史學研究ニ必要ナル事業
- 第六條 本會ニ常任委員並ニ委員若干名ヲ置キ兩委員ヲ以テ委員會ヲ組織ス  
委員ノ任期ハ一ケ年トス  
委員ニ委員長ヲ置ク  
本會ニ委員長ハ一ケ年トス
- 第七條 委員長ハ委員會之ヲ定ム  
次期委員ハ毎年改選期ニ現在委員ノ投票ニ依リテ之ヲ定ム  
委員會ハ本會ノ事務ヲ議決ス
- 第八條 本會ニ庶務係若干名ヲ置キ委員會ノ決議ニヨリ本會ノ事務ヲ分掌ス
- 第九條 會員ハ住所變更ノ都度之ヲ本會事務所ニ通知ス可シ、退會セントスル者又同シ
- 第十條 通會會員ハ會費トシテ年額金一圓二十錢ヲ前納スルモノトス
- 第十一條 本會ノ事務所ヲ九州帝國大學法文學部史學研究室内ニ置ク
- 第十二條 本規則ノ變更ハ委員會ノ決議ニ由ル 以上

### 九州史學會規則

- 第一條 本會ハ九州史學會ト稱ス
- 第二條 本會ハ史學ヲ研究スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ史學ニ篤志ナルモノヲ以テ會員トス  
會員ハ名譽會員及ヒ通常會員トス
- 第四條 名譽會員ハ委員會之ヲ推薦ス

#### 本年度委員

#### 常任委員

- 會長 重長 吉
- 副會長 松俊 章
- 理事 沼賢 海
- 監事 岡勝 也
- 幹事 日野開 三
- 庶務 鏡山 郎
- 會計 林榮三 猛